

宮古島市告示第35号

宮古島市EV・PHV用充電設備整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年2月29日

宮古島市長 下地 敏彦



宮古島市EV・PHV用充電設備整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車走行時に排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減のため、電気自動車・プラグインハイブリット車（以下、「EV・PHV」という。）の普及を促進し、また、その普及のために必要な充電設備を整備していくにあたり、市内事業者（特定非営利活動法人、公益法人等の非営利民間団体を含む。）に対し、予算の範囲内でEV・PHVの充電設備整備事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業とは、当該年度に充電設備の設置工事契約を締結し、第11条の期日までに実績報告を行うことができる事業をいう。
- (2) 電気自動車（EV）とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下、「検査証」という。）に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されているものをいう。

- (3) プラグインハイブリット車（P H V）とは、外部電源からも当該自動車に搭載されているバッテリーに充電することができ、駆動にモーターとエンジンを兼ね備えたハイブリット車で、検査証に該当自動車の燃料が「ガソリン・電気」であることが記載されているものをいう。
- (4) 充電設備とは、一般電気工作物（電気事業法第38条第1項に適合する充電設備）であって、E V・P H Vに充電するための充電設備をいい、本体及び付属品を含む。また、急速充電器（E V・P H Vに急速に充電するための専用設備）含む。
- (5) 普及啓発費とは、広く一般の利用に供する旨を表示する案内板等の制作・設置費や、パンフレット等の作成費とする。

(応募資格)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に適合する ものとする。

- (1) 市内に事業所が所在する事業者であること。
- (2) 自らが保守管理する建物及び土地に、充電設備を設置する事業者。ただし当該設備を設置する建物及び土地が事業者の所有物でない場合は、所有者の書面による設置承諾を受けていることを条件に応募することができる。
- (3) 当該施設の稼働状況について、当市への情報提供に協力できる者。
- (4) 市税の滞納が無いこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団で無いこと、または同法第2条第6号に規定する暴力団員で無いこと、若しくは暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者で無いこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業実施に必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、以下のとおりとするほか、千円未満は切り捨てとする。
2 国の補助を除いた補助対象経費の2分の1とし、上限額を10万円とする。

- 3 普及啓発費は実費とし、上限額を1万円とする
- 4 申込多数の場合は、補助金の額を調整する場合がある。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の募集期間内に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書の写し
- (3) 事業実施場所地図
- (4) 事業実施箇所現況写真
- (5) 納税証明書
- (6) 設置承諾書（第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付を決定した場合は、補助金の交付決定を受ける者（以下、「補助事業者」という。）に補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、審査により不交付を決定した場合には、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 交付決定にあたっては、地域性、利便性、波及効果等を審査するものとする。

(交付条件)

第8条 充電設備は、市内に設置し、3年間は無料で不特定多数の者の利用に供するものであり、設置より3年経過後において充電料金の徴収を行う場合は、市長と協議し決定するものとする。

- 2 その他市長は、前条に規定する交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な指示をし、または条件を付することできるものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、当該交付決定の内容または前条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
(内容変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、内容変更が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、事業計画変更等承認書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。ただし、計画変更による補助金の増額はできないものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、補助金の交付申請をした年度の3月20日（その日が本市の休日にあたる場合は、その後日の休日でない日とする。）とする。

- (1) 竣工図面
- (2) 竣工写真
- (3) 補助対象事業に係る領収証の写し
- (4) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、第11条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合するときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日より 30 日以内に補助金を交付しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期限までは、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けしてはならない。

2 市長は、前条に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 第9条の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (6) 第10条第2項の規定により補助事業の中止を承認したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(第12号様式)により、返還を命ずることとする。

2 補助事業者は、前項の規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金については、宮古島市補

助金等交付規則第18条の規定を適用するものとする。

(設備の適正管理義務)

第17条 補助金の交付を受けた事業者は、充電設備の適切な維持管理に努めなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第18条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、第14条第1項に定める期間中は当該帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

(稼働状況の報告義務)

第19条 補助金の交付を受けた事業者は、充電設備に係る次の各号について市長に 報告しなければならない。

(1) 補助対象事業実施以降3年分の電力使用量

(2) その他市長が求める資料

(調査)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象の稼働状況等について、現地調査をすることができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年2月29日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
1. 調査及び設計費	左記費用合計の1／2
2. 設置工事費	上限額10万円
3. 設備費	
4. 普及啓発費	1／1 上限額1万円